

平成28年度 社会福祉法人東浦町社会福祉協議会事業計画

<基本方針>

東浦町社会福祉協議会は、「みんなで支える誰もが安心して生活できる福祉のまちづくり」を基本理念とし、各種事業に取り組んでまいりました。

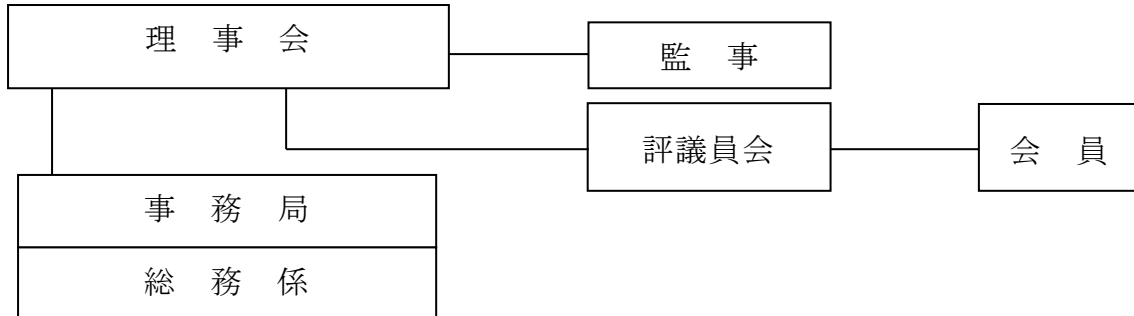
この基本理念に基づき、地域のみなさんやボランティアの方々、各種住民組織や行政機関、福祉・保健・医療の関係者などの参加と協力を得ながら、各種事業の着実な進捗を図ってまいります。

<重点目標>

- 1 社協発展強化計画の策定に向けた研究及び職員研修
- 2 地域への積極的な課題解決の取り組み
- 3 生活困窮者への新たな支援体制づくり
- 4 不登校・引きこもりに関する相談窓口の強化
- 5 認知症の方やその家族に対する支援体制づくり
- 6 高齢者虐待の防止と高齢者本人及び養護者への適切な支援
- 7 指定管理施設の充実した運営
- 8 総合ボランティアセンターなないろの充実と強化

第1 法人運営事業

1 組織 平成28年度東浦町社会福祉協議会 組織



法人運営事業（理事会、評議員会、社協会費）
基金管理事業
共同募金委員会

福祉支援係

福祉センター運営事業（町受託事業）

地域福祉係

福祉活動推進事業
共同募金配分金事業
資金貸付事業
日常生活自立支援事業
生きがい活動支援通所事業（町受託事業）
障がい者いきいき活動支援事業（町受託事業）

ボランティアセンター係

総合ボランティアセンター事業（町受託事業）

介護事業係

居宅介護支援事業（介護保険事業）
訪問介護事業（介護保険事業）子育て支援訪問介護事業（町委託事業）
通所介護事業（介護保険事業）
障害ヘルパー事業（障害者総合支援事業）同行援護、移動支援事業、相談支援事業含む
放課後等デイサービス事業（障害者総合支援事業）

包括係

地域包括支援センター事業、高齢者虐待防止事業（町受託事業）

2 会員・会費

目標額 8,093 千円

個人会費	500 円	目標 13,508 世帯	6,754,000 円
法人・団体会費	4,000 円以上	目標 270 法人、7 団体	1,294,000 円
賛助会費	1,500 円以上	目標 30 件	45,000 円

第 2 基金運営管理

基金の安全な運営を行います。(平成 26 年度末)

運営基金	39,394,180 円
退職手当基金	35,597,981 円
福祉基金	19,857,682 円
介護事業基金積立預金	7,856,651 円
備品等購入積立預金	15,396,117 円

第 3 福祉センター運営事業

7,548 千円

「東浦町福祉センター条例」を遵守し、住民に各種の福祉サービス・福祉情報の提供等を行い、福祉の増進・福祉意識の高揚を図り、利用しやすい施設として、快適に利用できるよう努め、公平な運営を行います。

第 4 福祉活動推進事業

1 広報

1,212 千円

- (1) 社会福祉協議会広報紙「ひがしうらのふくし」の発刊
手にとって見ていただけることを最優先し、少しでも多くの方に愛読いただけるよう努めます。(発行回数 年 12 回)
- (2) 「声の広報」の発刊
音訳ボランティアグループアイアイに依頼し、「広報ひがしうら」、「ひがしうらのふくし」「議会だより」等を音声化し、視覚障がい者宅へ届けます。
(発行回数 年 24 回)
- (3) ホームページ運営
より多くの方に見ていただけるよう、随時情報を更新します。

2 第 23 回ふれあい運動会

130 千円

開催日	平成 28 年 10 月 1 日 (土)
開催場所	東浦町第 1 グラウンド
主催	ふれあい運動会実行委員会
内容	玉転がし始め 8 種目及びレクリエーション

参加団体 町内福祉施設、手をつなぐ育成会ふれんず、身体障害者福祉協議会、ボランティア等

3 福祉教育

960 千円

(1) 福祉協力校事業

助成額 町内小中高等学校（町社協指定 11 校）上限額 80,000 円/校

内 容 町内小中高等学校に助成金を交付し、福祉教育を推進します。

(2) 福祉実践教室

内 容 町内小・中・高校生が様々な体験を通じて、助け合いや福祉について学べるよう、講演会や体験講座を調整します。

科 目 視覚障がい者ガイドヘルプ、点字、サウンドテーブルテニス、車いす、要約筆記、手話、身体障がい者理解、知的障がい者理解、精神障がい者理解、生命について、自閉症理解、高齢者疑似体験、妊婦体験、認知症サポーター養成講座、防災

(3) 福祉教育セミナー

学校、地域の活動者、社協の 3 者の意識の統一を図っていくことを目的とし、町内の小学校、中学校、高校の教諭および、地域での活動者を対象とした福祉教育セミナーを行います。

福祉教育分野における有識者を講師として招き、福祉教育の現状・福祉教育を行う意義・必要性等を講義していただきます。

4 福祉団体活動支援

425 千円

老人クラブ連合会、身体障害者福祉協議会、育成会ふれんず、ふれあいサロン連絡会等に助成を行うとともに、団体の活動支援を行います。

5 法外援護

161 千円

(1) 緊急一時資金の貸付

不時の出費等により暮らしの維持が困難な方に対し 2 万円を限度に資金の貸付けを行います。

(2) 行旅者旅費援助

行旅者に必要最低限の旅費（500 円を限度）を援助します。

6 親子向け地域の遊び場事業（わくわく広場）

5 千円

開 催 日 平成 28 年 4 月 12 日、5 月 17 日、6 月 21 日、7 月 12 日、
9 月 13 日、10 月 11 日、11 月 8 日、12 月 6 日
平成 29 年 1 月 10 日、2 月 7 日

場 所 イオンモール東浦内イオンホール

内 容 イオンモール東浦とボランティア団体キャラメル♪と社会福祉協議会との協働で行う、親子で自由に交流・遊べる広場づくり

7 ふれあいサロン事業

430 千円

ふれあいサロンとは身近な地域において高齢の方や障害のある方、子育て中の方等の当事者とボランティア、地域住民が自主的・主体的に運営する「たまり場」や「居場所」と呼ばれる住民参加型の地域の拠点です。そこでは地域住民同士の助け合い意識の醸成、地域子育て、多世代間交流、情報交換等の機能を有する活動をしています。

(1) ふれあいサロン運営費助成

継続的なサロン運営のために、登録サロンへの運営費助成を行います。

(2) 新規サロン立ち上げ支援

地域の人材及び活動拠点の発掘を行い、新規のサロンの立ち上げを応援します。立ち上がるサロンには準備費用として助成を行います。

(3) ふれあいサロン連絡会

サロンの代表者で構成される「ふれあいサロン連絡会」では、各サロンの情報交換、意見交換をはじめレベルアップのための研修、参加者も交えた交流会などを実施し、サロン活動がより活発になるよう企画運営を行うとともにその活動を支援します。

(4) ふれあいサロン研修（年間5、6回実施予定）

開催日 未定

開催場所 福祉センター他

内 容 支え合い、助け合い、お互い様というような住民自身の「気づき」となるような研修を実施し、その先にある「居場所づくり」という展開につなげていきます。

8 福祉用具のリサイクル

不要となった福祉機器・福祉用具について、必要とする方へのリサイクルのための調整を行います。

⑨ 家計支援事業

生活困窮者の家計相談支援。生活状況を相談者とともに見直し、家計収支の安定を図り、生活困窮を脱するための支援を行う。

10 身体・知的障がい者更生相談事業

24 千円

身体・知的障がいをお持ちの方が、こころ豊かな生活を送ることができるよう本人や家族などとの面接・相談を行います。

相談は障がい者（児）相談員が実施します。（予約制）

※平日は常時、社協職員が相談を受け付けます。

（身体障がい者更生相談）

実施日	曜	場 所	備 考
5月1日	日	福祉センター	10時から正午 1週間前までに予約
7月3日	日	福祉センター	
9月4日	日	福祉センター	
11月6日	日	福祉センター	
1月8日	日	福祉センター	
3月5日	日	福祉センター	

(知的障がい者更生相談)

実施日	曜	場 所	備 考
4月5日	火	福祉センター	10時から正午 1週間前までに予約
6月7日	火	福祉センター	
8月2日	火	福祉センター	
10月4日	火	福祉センター	
12月6日	火	福祉センター	
2月7日	火	福祉センター	

11 ひきこもり対策事業

563千円

不登校やひきこもりが社会問題となっている中、援助や対策が求められています。そのためにも、地域の人々の理解と協力が必要不可欠であり、ひきこもりに対する正しい理解を広く町民に啓発するための事業です。

- (1) 啓発講演会
- (2) 居場所
- (3) 臨床心理士相談日の設置

12 認知症地域支援事業

735千円

認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるように地域で支える仕組みづくりを進めます。

- (1) 認知症地域支援推進作業部会の設置（関係機関）
- (2) 認知症カフェの開催
- (3) 認知症地域支援ボランティア「オレンジパラソル」の活動支援
- (4) 認知症地域支援推進講演会の開催
- (5) 介護者、サロン関係者向け認知症講座の開講
- (6) 認知症サポーターフォローアップ講座の開講
- (7) 医療・介護サービス事業者向け認知症地域支援講座の開講
- (8) 地域で活動する認知症支援団体等を支援

⑬ 精神保健福祉支援事業

45千円

精神障がい者の関連団体への支援を行い、ひきこもり対策支援事業や居場

所事業、必要に応じて障害ヘルパー事業と連携を取り、地域への啓発を行います。

⑩ 14 地域の担い手育成講座

132 千円

地域の担い手が高齢化、人材不足が問題となる中、支え合う地域づくりを目指し、地域のためにやりたいこと、出来る事を実行できるための講座等を開催していきます。講座終了後は地域の担い手として地域の問題意識を持ち、自発的な行動に向かう人材の育成を行っていきます。

⑩ 15 居場所事業

180 千円

居場所の必要性がどこの機関からも聞こえる中、空き家や空き店舗などの情報を収集し、またどの地域に開設することが効果的なのかを検証しつつ、常設の居場所づくりを目指します。社協だけでなく、居場所のオーナーを募集するなど、社協と地域住民とが共に運営できる場としていきます。

⑩ 16 社協発展強化計画策定事業

300 千円

東浦町地域福祉計画が策定され、社会福祉協議会においても平成28年、29年にかけて計画に基づき社協発展強化計画策定を進めていきます。計画策定にあたり、地域福祉計画策定時のアドバイザーから指導を受けながら、研究及び職員研修を進めていきます。

第5 総合ボランティアセンター事業

1 総合ボランティアセンターの運営に関する業務

1,175 千円

- (1) 総合ボランティアセンターの運用管理業務（施設利用者の管理、備品類の保守・維持管理・調達）
- (2) ボランティア・市民活動者及び団体の登録業務
- (3) ボランティア保険受付業務
- (4) 運営委員会に関すること

①ボランティアセンター事業評価

②アンケート、ニーズ調査（来館者・登録ボランティア）

登録状況（各年度3月1日現在 単位：人）

区分		年度					
		22	23	24	25	26	27
個人		68	90	64	42	53	57
団体	団体数	45	53	56	61	67	67
	人数	707	867	993	1,090	1,127	1,132
合計人数		775	957	1,057	1,132	1,180	1,189

2 ボランティア・市民活動に関する相談・連絡調整業務

5 千円

- (1) ボランティア・市民活動に関する相談窓口業務
- (2) コーディネート業務
- (3) 各種助成に関する相談への対応等
- (4) 団体・企業等の社会貢献・地域活動への協力
- (5) NPO に関すること
- (6) 福祉施設ボランティア担当者会議に関すること

3 ボランティア・市民活動に関する情報の収集・提供業務

520 千円

- (1) 総合ボランティアセンターの周知に関すること
センターの周知を図るために定期的なイベントを開催します。
- (2) ボランティア・市民活動情報の収集・提供及び助言
- (3) 市民活動情報サイト「かりや衣浦つながるねット」の管理運用業務
「かりや衣浦つながるねット」を利用し、ボランティア・市民活動に関心がある方への情報発信を行います。
- (4) なないろホームページの管理運用業務
なないろ専用のホームページを利用し、ボランティア・市民活動に関心がある方への情報発信を行います。
- (5) 社協広報「ひがしうらのふくし」への情報掲載に関すること
社協広報（全戸配布）の紙面を用い、ボランティア・市民活動情報の提供を行います。
- (6) ボランティア・市民活動かわらばんの発行に関すること
- (7) 各種資料、図書等の収集並びに掲示、配架業務

4 ボランティア・市民活動に関する人材育成・交流業務

332 千円

(1) 各種講座・研修の企画・運営

①ひがしうらシルバーカレッジ

定年退職等によってライフサイクルの変化が予測される方を対象とした、セカンドライフ（またはその先のサードサイクル）の過ごし方を提案する連続講座

②傾聴・コミュニケーション講座及びフォローアップ

聴く力、伝える力を向上させる手法や考え方を学ぶための講座

③ボランティア・市民活動者養成講座

ボランティア・市民活動につながる人材の発掘、育成及びボランティア・市民活動意識の醸成を目的とした講座

④車座

社会問題や地域の抱える課題など特定のテーマを決め、ゲスト講師の話聞き、参加者同士の共感・共有、気づきを目的とした講座。

(2) ボランティア・市民活動者・団体の交流の場の企画・運営

ボランティア自身で企画し、地域へ啓発、PRする研修会（交流会）を実施します。手あげ方式で行い、企画をしてみたいボランティアを募り実施します。

(3) ボランティアサポーターの育成・支援

センターの事業に参加・協力・運営等をしてもらうことで、コーディネーターとしての技術を学び、将来まちを育てていく担い手を育成します。

(4) 声の広報交流会

行政広報、議会だより、社協広報をボランティア団体が音訳し、視覚障がい者に配布をしています。聴く側と音訳する側が一堂に集まり情報交換を行います。

5 ボランティア・市民活動団体支援協力

750 千円

(1) 登録団体運営活動費助成（ボランティア応援事業含む）

①上限額 20,000 円/1 団体

②ボランティア応援事業（運営・事業費サポート）上限額 10,000 円/1 事業

(2) 団体の組織運営等に関する相談、助言等

(3) ボランティア・市民活動応援事業

活動者自身の気づきをもとに、地域住民へボランティア・市民活動を広める企画に対して支援します。支援の方法については、協働するという視点で実施します。（全 10 事業）

6 防災・災害救援事業

60 千円

(1) 災害時の有資格者ボランティア把握

大規模災害に備え必要となる、地域の保健、医療、福祉等の専門家の把握及び事前登録を行います。

(2) 災害ボランティアコーディネーター養成講座

大規模災害に備え、災害救援ボランティアセンター運営のためのコーディネ

ーターを養成します。なお、平常時には地域の減災活動に取り組むボランティアとして位置付けます。

7 福祉教育・ボランティア学習事業

41 千円

ボランティア・市民活動や、地域活動が必要という意識はあっても、なかなかそれが実践へと結び付かないことから、地域における意識の醸成のため、学習や福祉教育の機会を提供します。

(1) ちょボラ事業

児童・生徒の長期休暇期間を利用した福祉施設、団体等での体験プログラムを調整し、参加者の福祉の心を育みます。

(2) にじいろフェスタ出展

イベントを有効活用し、ボランティア・市民活動に関する情報提供を行うとともに、ボランティア活動の必要性や啓発活動等を行います。

8 家庭ボランティア事業（共催 社会福祉法人相和福社会「風の色」）

15 千円

児童養護施設で生活する児童が、心身ともに健やかに成長する機会として、一般家庭における生活を体験すると共に、地域住民の施設への理解を深め、地域との連携を推進します。春期・夏期・冬期に各 2 週間程度の期間を設け実施します。また、実施後は、家庭ボランティア交流会を行い、活動の振り返りを行います。

第6 生きがい活動支援通所事業（高齢者ふれあい施設「ひだまり」）

4,523 千円

介護予防プログラムに沿った趣味活動等のサービスを提供し、孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図ります。

開催日 月～水曜日（祝日、年末年始を除く）

開催場所 高齢者ふれあい施設「ひだまり」

利用定員 15人/日（月曜日は男性のみの利用）

第7 障害者いきいき活動支援事業

3,300 千円

講座内容

- ・基本事業 機能訓練、体操、サウンドテーブルテニス
- ・創作活動 パソコン、俳句、絵手紙、絵画、切り絵

開催日（年末年始を除く）

開催日	午前	午後
月	サウンドテーブルテニス	パソコン
火	—	—
水	俳句（隔週）	体操
木	絵手紙	絵画
金	切り絵	機能訓練

第8 共同募金配分金事業

募金活動 10月1日～12月31日（歳末たすけあい募金12月1日～）

にじいろフェスタ及び町内大型店舗での街頭募金活動

啓発活動 小中学校へポスター・書道を募集し、にじいろフェスタで掲示するとともに福祉センターやイベントにてカプセル自動販売機の設置を行います。

1 高齢者福祉

2,232 千円

(1) ひとり暮らし高齢者安否確認

75歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、乳酸菌飲料を配達し、安否の確認を行います。（東浦町の配食サービスを週3回以上受けている方は除きます）（250人/月平均 平成28年9月末で廃止）

(2) 敬老事業

平成28年9月 町内の特別養護老人ホームを訪問し激励金を贈呈します。

⑧ (3)ひとり暮らし高齢者等見守り事業

65歳以上で見守りが必要なひとり暮らし高齢者等に対して電話掛けをして安否を確認します。(平成28年10月から開始 本事業の開始により乳酸菌飲料配達による安否確認事業は廃止します。)

2 障がい者福祉

804 千円

(1) 障がい者更生表彰

自立更生している障がい者を表彰、記念品を贈呈します。

(2) なかよし学園親子支援

年5回子育ての悩み等を語り合える親同士のサロンを開催します。

協 力 東浦町手をつなぐ育成会ふれんず
ボランティアグループSmile

(3) 障がい者フライングディスク支援

障がい者スポーツの中でも普及しているフライングディスク競技の活動場所を提供し、障がい者の外出の機会、体力づくり、社会参加を支援します。

協 力 あいち障害者フライングディスク協会

(4) 地域ワーク支援

障がい者授産施設へ軽作業等の業務を依頼し、障がい者に対する職業支援を行います。

業務内容：社協会費案内の封筒詰め作業
ふれあい運動会資料の製本作業
共同募金運動案内の封筒詰め作業
共同募金運動の資材仕分け及び募金箱組み立て作業
ちょボラ資料の製本作業

(5) 福祉車輛の貸出し

車いす使用者や、公共交通機関を利用することが困難な方の外出の利便を図るため車輛の貸出しを行います。

貸出車輛 普通ワゴン車1台、軽自動車3台
運転ボランティア登録者数 10人

3 児童・母子父子福祉

690 千円

(1) 優良児童・生徒の表彰

平成28年5月10日 知多郡優良児童等顕彰式(阿久比町勤労福祉センター)

(2) 福祉団体活動支援

母子寡婦福祉会の運営費助成及び、団体等の活動支援を行います。

(3) 地区親子教室事業

各地区のコミュニティで求められているニーズに対応した親子教室を開催します。

- (4) おもちゃのかえっこバザール
家庭で遊ばなくなったおもちゃを、他のおもちゃに取りかえっこするバザールを行います。
- (5) 赤ちゃん訪問事業
乳幼児のいる家庭を対象に主任児童委員が訪問しお祝い品を贈呈します。
- (6) 交流お茶会・ふれあいレター訪問
高齢者が地域で新たな行き場（居場所）を得られるよう、高齢者と児童の交流や児童から高齢者へのレター訪問により、地域とのつながりを図ります。
- (7) みんな集まれ！うららんフェスタ支援
開催日 平成28年7月1日（金）
開催場所 子育て支援センターうららん
内 容 工作体験コーナー、親子体操、遊びコーナー、人形劇、フリーマーケットなど
参加団体 地域住民、子育てサークル、各種団体、福祉施設、ボランティアグループ、介護保険事業所、NPO法人等

4 福祉援助・育成

2,509千円

- (1) にじいろフェスタ
開催日 平成28年11月12日（土）、13日（日）
福祉団体、福祉施設、ボランティア、地域活動者、学校関係者が協力・協働し、子どもから高齢者、障がい者、外国人など誰でも参加でき、楽しみながら福祉について学ぶことのできるイベントを開催します。
- (2) 公開プレゼンテーション方式による助成事業
「地域を元気に」「町に不足しているものを町民の手で実現する」を目的に公開プレゼンテーション方式により町内で活動する団体へ助成を行います。
- (3) 赤い羽根文庫贈呈事業
町内の児童関連施設に福祉関係図書や絵本を贈る事により、地域の児童生徒が良書に親しむ機会を増やし、豊かな心を育て福祉への関心を高めます。
- (4) 福祉の店フクシア運営支援
イオンモール東浦内にある福祉の店フクシアに対し、安定した運営を支えるために共益費の一部を補助します。

⑨ (5) 多世代交流事業

町内保育園で交流を希望する保育園児と地域の高齢者が、交流や遊びを通して自主的に何かを感じ学び、高齢者が楽しみ、孤立感の解消の機会となるよう、また高齢者が経験や知識から地域での子育ての協力者となり生きがいを持てる場の提供、双方に価値ある交流を行っていきます。

⑧ (6) 子どもの貧困対策事業

子どもの貧困対策に関する法律や生活困窮者自立支援法の施行など、貧困問題や貧困の連鎖を断ち切るための模索がはじまっています。

東浦町内で貧困という現実にある子どもに対し、家庭や学校以外の居場所をつくり、そこで出会う大人とともに自己肯定感を高めていけるよう支援します。学校教育課、児童課とも連携を図りながら進めていきます。

⑧ (7) 歳末福祉映画事業

今後の地域福祉の推進には、福祉に興味関心をもっていただくことが必要不可欠です。また、幼いころからの福祉教育や、地域や大人への福祉の啓発も必要となります。そのきっかけづくりの一つとして、老若男女に鑑賞していただける福祉映画を上映します。(本事業の実施により歳末ひとり暮らし高齢者宅配事業は廃止します。)

⑧ (8) 地域ふれあい事業

社協がまだ地域からはよく見えない存在です。地域の方と関わる機会のひとつとして、地区へ福祉に関する講習的、交流的なプログラムをご提示します。ご理解、ご協力をいただける地区でまず試行的に開催をします。社協の存在を少しでも多くの方に知っていただき、且つ、地域住民の福祉意識の向上に役立てていただけるプログラムを実施します。(本事業の実施によりあいカフェ事業は廃止します。)

第9 資金貸付事業

1 つなぎ資金

1,256千円

対象者 低所得世帯

貸付限度額 10万円

貸付原資 200万円（うち60万円は町出資金）

長期未償還者への対応として、対象者の状況把握及び償還指導を行うとともに必要に応じ債権整理を行います。

2 生活福祉資金（愛知県社会福祉協議会）

3,426 千円

対 象 者 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

貸付資金の種類 福祉資金始め 4 種類

貸 付 原 資 愛知県社会福祉協議会

第 10 日常生活自立支援事業

238 千円

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。

第 11 介護保険事業

1 居宅介護支援事業

18,208 千円

事業内容

- (1) 介護サービス計画（ケアプラン）の作成及び見直し
- (2) 介護予防サービス計画の作成及び見直し（包括からの受託）
- (3) 介護保険法令に従った居宅介護支援
- (4) 介護サービスに関わる連絡及び調整、各機関との連携
- (5) 要介護認定並びに要支援認定に関わる訪問調査（広域からの受託）

営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（祝日、年末年始を除く）

利用見込者数（月平均）

要介護度	人 数
要支援 1	5 人
要支援 2	15 人
要介護 1・2	65 人
要介護 3・4・5	45 人
合 計	130 人

2 訪問介護事業

17,988 千円

事業内容

ホームヘルパーが自宅を訪問し、自立した日常生活を送れるように必要なサービスを提供します。

営業日及び営業時間

月曜日～土曜日 午前 8 時～午後 8 時（12/31～1/3 を除く）

派遣見込時間数（月平均）

身体介護	67 時間
生活援助	152 時間
身体生活援助	103 時間
介護予防訪問介護Ⅰ	10 時間
介護予防訪問介護Ⅱ	80 時間
介護予防訪問介護Ⅲ	0 時間
合 計	412 時間

3 子育て支援ヘルパー派遣事業

136 千円

事業内容

妊産婦等対象に産褥期等生活支援を必要とする時期にヘルパーを派遣します。

実利用見込者数 2 人

派遣見込時間数（月平均）

生活援助	6 時間
------	------

4 通所介護事業

39,189 千円

事業内容

どなたにも安心してご自宅での生活を心豊かに過ごしていただけるよう介護保険法令に従い、地域密着型通所介護・介護予防通所介護サービスを提供します。

営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分（年末年始を除く）

サービス提供時間 6 時間（午前 10 時 00 分～午後 4 時 00 分）

1 日定員

18 人

利用見込者数（月平均）

要支援 1	8 人
要支援 2	8 人
要介護 1	108 人
要介護 2	100 人
要介護 3	80 人
要介護 4	20 人
要介護 5	36 人
合 計	360 人

第 12 障害者総合支援事業

1 居宅介護・重度訪問介護事業（同行援護事業含む）

14,171 千円

事業内容

在宅の障がい児・障がい者にヘルパーを派遣します。

実利用見込者数 17 人

派遣見込時間数（月平均）

身体介護	206 時間
生活援助	78 時間
合 計	284 時間

2 地域生活支援事業（移動支援事業）

1,796 千円

事業内容

外出のための支援が必要な障がい児・障がい者にヘルパーを派遣します。

実利用見込者数 12 人

派遣見込時間数（月平均）

外出介護（身体介護を伴う）	44 時間
外出支援（身体介護を伴わない）	7 時間
合 計	51 時間

3 相談支援事業（特定相談・障害児相談）

2,179 千円

事業内容

障がい児・障がい者のサービス等利用計画書の作成をします。また、相談に応じます。

実利用見込者数

新規利用者（月） 8 人

継続利用者（月） 4 人

4 放課後等デイサービス事業

17,045 千円

事業内容

障がい児の授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他日常生活における基本的な生活を習得し、集団での関わりを学び個々の能力が伸ばせるよう必要な支援を行います。

利用対象 小学生で「放課後等デイサービス」の支給を受けている方

場 所 ちた歯科医院跡地（東浦町石浜字岐路 46-1）

提供時間 月曜日～金曜日 午後 1 時 30 分～午後 5 時 30 分

定 員 1 日あたり 10 人

第 13 地域包括支援センター事業

1 地域包括支援センター（高齢者相談支援センター）

55,245 千円

地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、介護保険制度などによるフォーマルのみならず、その他のインフォーマルな多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的および継続的に支援する地域包括ケアの中心的役割を果たします。

事業内容

(1) 総合相談支援業務

高齢者やその家族からの相談を受け、適切なサービスにつなげます。相談の内容によって、サービス、制度に関する情報提供や関係機関への紹介をします。

(2) 権利擁護業務

認知症のある高齢者の保護や虐待の防止・早期発見など、高齢者が「自分らしく尊厳ある生活」を送られるよう取り組んでいきます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者の心身の状態が変化しても、適切なサービスを継続して利用できるように、地域の医療施設などと連携します。また介護支援専門員の支援を行っていきます。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業の対象者実態把握、介護予防事業の勧奨、利用につなげます。要支援 1・2 と認定された方の介護予防サービス（予防給付）が適切に提供されるように調整を行っていきます。

(5) 認知症地域支援推進業務

認知症地域支援推進員が関係機関と連携し、認知症の方やその家族の方を地域で支援する体制を構築します。

⑧ (6) 高齢者虐待防止事業（町受託事業）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活していくため、高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応並びにその後の高齢者本人及び養護者への適切な支援を行っていきます。